

令和7年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(15日目)

令和7年9月16日(火)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第55号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第56号 永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第57号 永平寺町長等の給与及び旅費に関する条例の制定について
- 第 4 議案第58号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第59号 永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第60号 永平寺町場外離着陸場設置条例の制定について
- 第 7 議案第61号 令和7年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 8 議案第62号 令和7年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 9 議案第63号 令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

- 1 番 中 村 勘太郎 君
- 2 番 長 岡 千恵子 君
- 3 番 川 崎 直 文 君
- 5 番 清 水 紀 人 君
- 6 番 金 元 直 栄 君
- 7 番 森 山 充 君
- 8 番 清 水 憲 一 君

9番	滝 波 登喜男 君
10番	齋 藤 則 男 君
11番	上 田 誠 君
12番	松 川 正 樹 君
13番	楠 圭 介 君
14番	酒 井 圭 治 君

4 欠席議員（1名）

4番 朝 井 征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	和 田 真 生 君
教 育	長	竹 内 康 高 君
消 防	長	宮 川 昌 士 君
総 務 課	長	多 田 和 憲 君
契 約 管 財 課	長	朝 日 清 智 君
防 災 安 全 課	長	吉 田 仁 君
財 政 課	長	原 武 史 君
総 合 政 策 課	長	江 守 直 美 君
会 計 課	長	吉 田 正 幸 君
住 民 税 務 課	長	池 端 時 枝 君
福 祉 保 健 課	長	高 嶋 晃 君
子 育 て 支 援 課	長	清 水 智 昭 君
農 林 課	長	島 田 通 正 君
商 工 観 光 課	長	寺 岡 孝 純 君
建 設 課	長	竹 澤 隆 一 君
えい住 支 援 課	長	長 瀬 武 英 君
上 下 水 道 課	長	勝 見 博 貴 君
地 域 づ くり 応 援 課	長	鈴 木 克 幸 君
学 校 教 育 課	長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課	長	源 野 陽 一 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	波多野 清 志 君
書	記 清 水 和 仁 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前 9時00分 開議)

～開 会 挨 拶～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに15日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

今定例会はクールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。

～日程第1 議案第55号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、議案第55号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより、第1審議を行います。

資料は議案書145ページからとなります。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 議案第55号の補足説明をいたします。

10月1日から施行される地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、2つの条例の改正を行うものでございます。

まず、育児休業等に関する条例でございます。第20条第2号でございですが、現在の法律及び条例では、短時間勤務の職員は部分休業制度を活用できないということになっておりますが、法改正に準じまして勤務時間の要件をなくす改正を行うものです。

21条から21条の5につきましては、部分休業を第1号と第2号に区分し、

それぞれの内容を規定しております。現在の部分休業、現在3名活用していますけれども、これは第1号に近いものでして、1日につき2時間までの範囲で遅出か早帰りを認めておりますが、今回の改正では中抜けも認めまして、1日のうちどこで2時間取ってもいいというようなこととなっております。

それと、これに加えて新たに設けられる第2号部分休業では、1年間に10日分の休業を認めることとし、職員は第1号か第2号かどちらかを毎年選択することになります。お子さんの発達段階によって、勤務体系を柔軟に選択可能にするための改正でございます。

次に、146ページの一番下のほうですけれども、勤務時間と休暇の条例でございます。第17条の2を追加しまして、部分休業など、仕事と育児の両立に資する制度を職員に周知し、制度活用の意向確認をするということを、義務化するものでございます。施行日は改正法と同日、10日1日でございます。

以上、補足といたします。よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 2点あります。

1つは、この地方公務員法の改定によるものですが、会計年度任用職員については適用されるのか。また、その場合、どう位置づけて進めるのかっていうのが1つと、もう一つは、会計年度任用職員というのは地方公務員法による地方公務員に当たるのでしょうかっていうのだけ確認したいです。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 会計年度職員も地方公務員に該当します。この育児休業の規定も会計年度も対象となっております。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） これ全協でもらった32ページの説明ですが、部分休業している職員の給与の取扱いのところでは、会計年度任用職員は除く、別に扱うっていう意味ではないですか。これは職員の中に全部含めるということですか。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 22条、部分休業している職員の給与の取扱いですかね。

部分休業につきましては、会計年度といいますのは勤務条件でもう遅出、早帰りに該当するような勤務条件を付されますので、フルタイムについてはこの部分

休業を適用されますけれども、パートタイムにつきましてはこの部分休業が、ごめんなさい、適用されますね。会計年度任用職員は、就業するときの協定で勤務時間を自分の働きやすいあれで指定できますので、お互い合意の上で雇用できますので、こういう部分休業っていう制度は。給与につきましては減額することなく、もうその出勤に応じた給与になるといったことでございます。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 会計年度任用職員もフルという働く条件があると思いますが、子供を育てることをしている人たち、育児をしている人たちについては、勤務してもフルにはならないですか。そういう契約ではないですか。だから、その辺があんまりよく分からんのですが。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） フルタイムの職員につきましては、部分休業した場合には減額の対象となります。それは、もう正職員も会計年度も同じでございます。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前 9時08分 休憩）

（午前 9時13分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

ほか、ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 直接、条例改正の質問ではないですが、育児休業、こうやって制度的には改正されてよくなっているという認識はありますけれども、要は男性の職員の取得率というのは本町ではどれぐらいになっていますか。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） これ确实なところは、また後ほどお願いいたします。ほとんどが取っていますが、确实なところはまた報告いたします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第55号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第55号の第1審議を終わります。

～日程第2 議案第56号 永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第2、議案第56号、永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより、第1審議を行います。

資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、議案第56号の補足をいたします。

近年の宿泊費などの高騰に対応するとともに、国家公務員に適用される国家公務員等の旅費に関する法律、これの改正内容を参酌した制度見直しに必要な改正を行うものでございます。

まず、一般職の旅費支給条例の改正でございます。

主な内容といたしましては149ページ、第3条第4項ですね、これで職員以外の者への旅費支給と、第6項では行程が変更になった場合のキャンセル料等の支給、第7項では事前に支払いを受けた額を災害等でなくした場合の支給、第8項で旅行代理店等への支給、これをそれぞれ可能にする規定を新たに追加しております。

150ページの第6条につきましては、旅費の区分を変えております。これまでタクシー代などの車賃にレンタカー代を含めて、その他の交通費とするなど、あとパック旅行ですね、包括宿泊費というのを新たに規定するなどしております。

第7条では、これまで定額だった旅費を実費で支払うように改正する規定でございます。

これを受けまして第10条では、精算の際に領収書等を提出しなければならないという規定を設けております。

151ページの附則第2項ですけれども、これで特別職非常勤の費用弁償について、一般職と同様に取り扱うようにという改正をしております。

以上、補足とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第56号、永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第56号の第1審議を終わります。

～日程第3 議案第57号 永平寺町長等の給与及び旅費に関する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第3、議案第57号、永平寺町長等の給与及び旅費に関する条例の制定についての件を議題とします。

これより、第1審議を行います。

議案書152ページとなります。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、議案第57号の補足をいたします。

現在、特別職につきましては三役と議員、双方の給与旅費及び報酬、費用弁償を1つの条例、永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例、こちらで規定しておりますが、これを別々の条例として整備するものでございます。

152ページのこの新しい条例は、三役の給与及び旅費についての条例でございます。第2条が給与に関する規定、第3条が旅費についての規定というふうになっておりますが、内容は特に現行の条例から変更はございません。旅費につき

ましては第3条で一般職の職員の例によるというふうになっておりますので、今ほどの一般職旅費条例の改正によりまして、三役についても自動的に改正されるというようなこととなっております。

153ページの附則第2項でございます。

町三役に関する規定を今ほど別の条例としたことによりまして、現行の条例は議員報酬と費用弁償のみの条例といたします。このため、条例の名称を永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例というふうに改めまして、三役に関する規定は削除しているということになります。議員報酬、費用弁償につきましても内容は特に変更はなく、町長の例によることというふうになっております。

154ページの附則第3項でございます。こちらは適用が今年10月1日以降に出発する旅費から適用するというふうにしておりまして、第4項ですが、町長職務執行者の条例を廃止する旨を定めております。

以上、補足とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 先日の説明の中で、町長等の特別職のその報酬等、議員等については分けているのが非常に普通だということですが、もともと地方自治法ではそういう特別職の報酬については規定することっていうことになっていたと思います。それを分けるようになったのは、何か目的がありますか。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 全協でも申しましたとおり、別々の条例にするというのが今はスタンダードといえばスタンダードですけれども。これはただ、私どもがこれの条例を今まで取り扱っていますと煩雑ですかね、一言で言いますと。町三役のほうの給料とかと議員さんの報酬等を片方しかなぶらないときもありますし、そういった改正とか執行で分けたほうが分かりやすく、煩雑さもなくなるといったような理由ではないかなというふうに思います。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今、総務課長がいみじくも煩雑やって言われたと思います。要するに、特別職の報酬の引上げなんかは、それを分けたほうがそれぞれやりやすいところを挙げてきたのでないかと思います。それは目的が違うのでないかな

と私は思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 改正の履歴ですね。今、町三役と議員とが一緒になって
いますと、その改正でどこの部分を改正したのか、三役の部分なのか議員の部分
なのかということが分かりにくくなりますので、分けることではっきり区別が
できるというようなことで、明確に分かりやすくなると思っております。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第57号、永平寺町長等の給与及び旅費に関する条例の制定について、第
2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第57号の第1審議を終わります。

～日程第4 議案第58号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第4、議案第58号、永平寺町税条例の一部を改
正する条例の制定についての件を議題とします。

これより、第1審議を行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君） それでは、議案第58号の補足説明をさせていただきます。

今回の税条例の改正につきましては、令和7年3月31日に公布のあった地方
税法等の一部改正を受け、令和8年1月以降に施行されるものについて改正を行
うものでございます。

今回の主な改正内容についてご説明をいたします。

議案書155ページをお願いします。

まず、条例第34条の2及び36条の2、第1項につきまして、特定親族特別

控除額を追加し、条例第36条の3の2、第1項第3号及び同条3の3、第1項、同項第3号に特定親族を追加するものでございます。

これは、個人住民税の控除において、合計所得金額が58万円を超え、123万円以下の19歳以上、23歳未満の子等の特定親族がいる場合において、特定親族特別控除として控除する制度が創設されたことによるものです。

この改正により、主に親の税制上の扶養の条件となる所得要件が引き上げられるものになります。

次に、155ページ下から7行目、附則第16条の2の次に、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例による条文を追加するものでございます。

加熱式たばこは、紙巻きたばこと比較すると税負担が低いといわれていることから、課税の適正化のため、加熱式たばこ課税方式が見直されるものでございます。

これらの改正に係る施行期日は、個人住民税の控除関連第34条、第36条については令和8年1月1日、附則第16条の2の2については令和8年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第58号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第58号の第1審議を終わります。

～日程第5 議案第59号 永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第５、議案第５９号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより、第１審議を行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） それでは、議案第５９号の補足説明をさせていただきます。

議案書の１５８ページをお願いいたします。

今回の改正の主な内容の１つ目として、本条例第２条第２号、デマンド型乗合タクシーの定義におきまして、道路運送法第４条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送、すなわち１０月１日から事業開始となります、民間運送事業者に業務委託して実施する、デマンド型乗合タクシーを追加するものでございます。

２つ目として、本条例第５条第２項で旅客運賃を別表にて規定しておりますので、こちらにも同様の追加をするものでございます。

この改正に係る施行期日は令和７年１０月１日でございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

９番、滝浪君。

○９番（滝波登喜男君） 今回の条例改正ですけれども、運賃の制定については多分公共交通会議で諮問して答申を受けているだろうと思いますが、そのときのこの料金についての何か主な意見というのはありましたか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） 説明申し上げましたが、特別ご意見等はありませんでしたので、ご了解いただいております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

１０番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） デマンド型は500円ですよ、料金。これちょっと聞いて、いろんな人の話を聞いていると、コミュニティバスは100円。上志比地区内で移動する場合、今まで100円やったのが500円になりますね。

これに対してこんなん利用しにくいな。例えば、大型スーパーへ買物に行くのに500円。大学の病院とか遠方に行く場合なら500円で仕方ないやろうけどって言いますが、そんな話は何もなかったでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） 今、上志比のほうにも説明会、話していただいております。コミュニティバスとの比較になりますと、やはり料金が上がるということを言われる住民の方もいらっしゃるんですが、やはりどうしても目的地を上志比地区だけではなく松岡地区、エリアを越えていけるというところでご理解をいただいていると考えております。

タクシーと比較するとあれですけども、1乗車においてタクシーに比べますとももちろん安い料金になっておりますし、それと利用の頻度が多いお客様におきましては回数券、それと定期券、それと乗り合わせの場合の割引料金、ちょっとそのような形でこちらのほうも配慮しながら料金設定をしたということでございます。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 分かりますけど、上志比の区域内で移動するのに500円と言うのはちょっとどうかなっていう声がありましたので、今後の説明会とかで、できればまた次の改正のところに組み入れていただきたいなと思っています。区域外へ出る場合には500円、タクシー代よりずっと安くなるしいと思いますけど、区域内で動くのは動きにくいっていう話が出ています。区域内でも上志比地区内。例えば近くの開業医のところに行くとか、その場合に500円、往復で千円です。それから最寄りの駅までちょっと乗っていきたいとすると、例えば往復千円ということですね。そういうことです。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） 今、説明会の中で申し上げておりますのが、やはり料金がコミュニティバスと比較すると上がるというところで、ぜひ次の展開としまして近助タクシー、そちらのほうの説明も併せてさせていただいておりますので、ぜひ町としましても、そういうふうな町民の方のご意見があるということでございましたら、ぜひ近助タクシー併せて今進めてまいりますので、どうぞ上志比の方

にもご理解いただき、ご協力いただきたいと思いますっております。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第59号、永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第59号の第1審議を終わります。

～日程第6 議案第60号 永平寺町場外離着陸場設置条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第6、議案第60号、永平寺町場外離着陸場設置条例の制定についての件を議題とします。

これより、第1審議を行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君） それでは、議案第60号の補足説明をさせていただきます。

議案書159ページをお願いいたします。

本条例は場外離着陸場を本町に設置することで、北陸新幹線や中部縦貫自動車道に加えまして、ヘリコプターを活用した観光誘客事業を実施するということで、本町の産業と観光の振興を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

第2条のほうで、先日の全協でもお示ししました九頭竜河川敷と町営第3駐車場を位置づけております。第3条、第4条では使用の許可、制限について定めておりまして、第5条、第6条では、使用料及び使用料の減免について定めております。第7条では使用の許可の取消と、第8条では目的外使用等の禁止、第9条では特別の設置等の許可、第10条では原状回復、第11条では損害賠償、第12条では科料、第13条では委任について定めております。

別表にございます使用料につきましては、7月25日の全協でもご説明させていただきましたが、この使用に係る前日の準備等に係ります経費等を加味させていただきますまして、2万円とさせていただきます。

この条例は昨年、6年度におきまして、これ条例がないと試験運行という形になりますけども、既に7回試験運行を行っておりまして、令和7年度は今1件、そのようなテストフライトがございます。

また、電話等で、数は少ないですけど今問合せというものがございまして、これ条例を今制定することでやっぱり皆さん安心して、この離着陸場を使用しているだけということと、またこの県内一番目にこの条例を制定することで、非常に県内としても注目を集めているところでございます。

新たな観光コンテンツの創出ということで本町は捉えまして、条例をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この条例を見て、場外離着陸場ということですが、これ見ていると特定の企業の近くに、行政が支援して造るってことがみえみえになってしまわないですか。もう少しいろいろ考えて、町内全体を考えて設置するとかっていうのは考えないですか。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君） これ数年前からいろいろな県内でこの場外離着陸場、以前お示ししました嶺南のほうにはヘリポートというものが数ありますけども、嶺北のほうにはそういった施設がないということで、今、観光を視点にこの離着陸場を見たというところで、永平寺町は当初3か所ございました。今、河川敷と町営駐車場とあと上志比の中島河川公園も候補地として挙がっていたわけですが、中島河川公園につきましては通常の予約状況とかが結構入っているということで、これが見込めないということで、この2か所となっています。

ですから、これは福井県とかいろいろ協議した結果、この2か所ということで位置づけていこうということとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） いろいろ目的地へ直接飛んでいって、そこで宿泊するなどいろいろできるということにもなるだろうと思いますけど、ちょっと考えると、観光客っていうのは、本来は町内をいろいろ通ってもらうっていうことが、いろんなお金を町内に落としていくことにつながるのではないかって思いますけど、こうなってくると意味が違うのかなって思わんでもないですが。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君） この場所の選定につきましては、当然条件というものもございます。やっぱり近隣に住宅があつては騒音とか危険性も伴うということで、いろいろ考慮はしたっていうふうにお聞きしております。

この2か所におきましては、ちょっと以前、全協のほうでも説明させていただきましたとおり、河川敷におきましては住宅地からは相当距離が離れていると。また第3駐車場におきまして、住宅から80メートル程度離れているということで、騒音等も問題ないというふうにお聞きしております。

ですから、そこで例えば当然住宅地に場外離着場を設けるとかっていうのはできないと思いますので、しっかりとそこは場所を選定して設置しております。

ただ、旅行者の方の目的としましては、やはり今おっしゃられるように町内周遊をしていただくというのが目的ですけども、より使いやすいというところで、第3駐車場と河川敷というようなところで、そこに降りていただいて永平寺町を周遊していただきながら、また次の目的地とかにつなげていただくということでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 第3駐車場は町が管理していますが、ここの河川敷については県管理の場所になっておりまして、整備も県がしていただいて。ただ、今回、条例をするのは、そこには町が着陸許可のと、それをシルバーさんにお願ひしますので、その料金を設定させていただいて、町の支出がないように収入で得るという形の条例ですので、お願いしたいと思って。

最近、県の方とお話を聞いていたら、今、このヘリで来るのが物すごくはやっています、大体名古屋から10万円ぐらいで、45分で来て、そこに降りて、そこから車で県内各地を移動し、ヘリでまた嶺南とか丹南へ移動してというコースが結構はやってきているということで、これ恐らくほかの市町、永平寺町が最

初これやりますけど、ほかの市町も。この条例については、もうヘリポートはありますけど、料金を頂くという条例ですので、そこをご理解いただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君）　これ今、多分、町営第3駐車場って車両に開放しているってお話だろうけど、もうこれヘリポートとして指定すると、その一般の車両というのはどういう扱いになるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君）　これ厳密に言いますと、ヘリポートではございません。簡易的なヘリを停留できるような箇所ということで、そこはすみ分けさせていただきます。

この第3駐車場につきましては、この使用の申請が1か月前に行われまして、いろいろ条件等大丈夫かというようなところを確認させていただいた上で許可をさせていただきます。前日に草刈り等の準備を行わせていただくわけですが、前日にそれぞれカラーコーンで、例えば第3駐車場でしたら侵入できないようにさせていただきます。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　9番、滝浪君。

○9番（滝波登喜男君）　安全確保というところで、民家から遠いっていうのは分かりますけれども、これは騒音のことだろうと思いますけども。河川公園へ行く人もいれば、駐車場へ入る人もいます。何があるか分からんですが、その安全確保というのは、全協の資料を見ると運行業者ってなっていますが。ということは、ヘリコプターが離着陸するときには、その運行業者のどなたかが安全確保できちっと待機して、そしてやるっていうことで、いわゆる町はそこを貸すっていうだけで、町の責任が問われるとかっていうところはないのでしょうか。それと町民の安全確保は大丈夫でしょうか。

○議長（酒井圭治君）　商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君）　前日はその準備等いろいろさせていただくわけですが、当日は実際に運行事業者の方が来られまして、吹流し等を設置することと、あと安全確認するため実際に運行会社の方が来られて作業に当たります。ですから、そこに対する侵入者とか、そういったものにつきましてはカラ

一コーンでも止めますし、周知をいたしまして止めさせていただくようにさせていただきます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝浪君。

○9番（滝波登喜男君） 後のほうで質問しました、要は責任の所在っていうことになります、それはあくまでも運行业者で、貸している町というところには及ばないっていうことで理解しておけばいいでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前 9時45分 休憩）

（午前 9時47分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君） この条例に伴いまして、施行規則も設定させていただきます。その中で免責事項といたしまして、この離着陸場内で起きた事故、トラブルにおきましては、町の過失がない場合におきまして町は一切責任を負わないということにくくっております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第60号、永平寺町場外離着陸場設置条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第60号の第1審議を終わります。

～日程第7 議案第61号 令和7年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第7、議案第61号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

それでは予算説明資料に基づき、課ごとに審議を行います。

資料は8月25日、全員協議会資料の81ページからの令和7年度9月補正予算説明書をご用意ください。

それでは総務課関係、9月補正予算説明書84ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは総務課所管分を補足いたします。

一般管理事務所経費49万1千円でございます。会話をする上で配慮が必要な職員及びお客様に使用していただくため、軟骨伝導イヤホンなどの備品を購入するものでございます。配置は総務課、本庁の1階、保健センター及び両支所に置く予定でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この補聴器の確保ですが、僕は大事でいいことだと思います。

それに何ら意見はないですが、以前、町は福祉課の答弁で、高齢者へも補助金の支援をすることを前向きで考えるという答弁があったと思いますが、それらとの関係で言うと、僕はこういうことは大事だと思うのでそれは進めていただきたいですが、その件で言うと、これとの関係ではそれだけ先行するのかなって思いますが。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 高齢者の補聴器のことですけれども、現在のところ障害者等について補助している段階でございます。

高齢者につきましては、あくまでまだ検討段階ということですよ。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 高齢者の補助金の必要性の問題についてはいろいろ言われていると思いますね。コミュニケーションがなくなると痴ほうも早く進むというようなことがあるので、これはいろんなところで難聴の人たちもそうだと思いますが、高齢者の補聴器、補聴器の場合はいわゆる簡易的な安いものではないのではな

しに、医者も入って、この人に補聴器は有効かっていうことまで確認して、その後のメンテナンスも含めて、結構お金のかかることにつながっていると思います。

ほかの県なんかではそういうこともやっているんで、行政が窓口対応でそういうことを進めるというのは、それはあっていいことやと思いますが、そういうことも含めて、ここ一步踏み出すなら、そういう問題も含めて。以前、前の課長のときには前向きに検討しますということを答弁されていたので、どうされるのかになって今まで見てきたのですが、聞かれないのでその辺はいかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 補聴器についてですけれども、認知症の進行を抑えるといったところで有効というお話は、マスコミ等でもいろいろ聞いている状況ではございます。それについて、補助金を投入して支援するかどうかについては、もう少し研究をさせていただきたいなと思っているところでございます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に総合政策課関係、８４ページ、これは右になります。８４ページ右から８７ページ左を行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） では、８４ページ右側をお願いいたします。

公共交通対策事業、地域コミュニティバス運行事業でございます。デマンド乗合タクシーの導入、利用率の低いダイヤの整理に伴う便数減につきまして、委託料の減額を予算化するものでございます。

委託料の地域コミュニティバス運営委託料、４３８万１千円を減額となってございます。コースごとの委託料につきましては、こちらに書いてあるとおりでございます。

続きまして、８５ページ左側をお願いいたします。

デマンド型交通促進事業でございます。こちらのほうは１０月１日から開始いたしますデマンドタクシーにおきまして、回数券及び定期券を印刷する予算でございます。千冊分の予算を計上してございます。補正額は４万円となっております。

続きまして右側、基金積立金でございます。こちらは土地開発事業特別会計からの返還金を、まちづくり基金に積み立てするものでございます。基金積立額９６８万１千円でございまして、特定財源といたしまして土地開発事業特別会計貸

付金からの返還金、５８６万３千円を充当してまいります。

続きまして８６ページをお願いいたします。左側、情報推進事業諸経費でございます。

こちらは令和７年１１月のシステム標準化に伴い、現行システムに登録されている給付金関係のデータを、新システムに移行するための委託料を予算化するものでございます。データの移行委託料といたしまして、１３２万円を計上してございます。中身といたしますと、定額減税調整給付金、不足額給付金、それと非課税世帯給付金のデータ分ということでございます。財源といたしまして、デジタル基盤改革支援事業補助金を見込んでおります。

続きまして右側、環境政策推進事業でございます。こちらは住宅の太陽光蓄電池設備の促進事業補助金につきまして、補助申請の増加に伴う補助額の増額を予算化するものでございます。負担金補助及び交付金といたしまして、補助金、再生エネルギー利用促進補助金１２１万円を増額いたします。こちらは２件分といたしまして、補助上限額枠いっぱいの６０万５千円を計上してございます。財源といたしましては、県の再生エネルギー利用促進事業補助金を１０分の１０で充当してまいります。

続きまして８７ページ左側をお願いいたします。こちら、まちづくり推進事業といたしまして、まちの魅力向上のための動画広告におきまして、動画種類を増やし、移住・定住・交流人口の拡大を図るための広告料の増額を予算化するものでございます。こちらはユーチューブで配信いたします６秒広告、バンパー広告と呼ばれるものでございますが、こちらの広告料といたしまして３０万円を見込んでおります。月５万円を枠といたしまして、６か月分の予算で計上させていただいております。

以上、簡単ですが説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に福祉保健課関係、８７ページ右から８９ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、福祉保健課の補足説明をさせていただきます。

８７ページ右側でございます。

障害者自立支援事業240万円を補正させていただきます。補正理由は、身体障害補装具支給の増加により、補装具等の支給扶助費を補正するものでございます。主な要因といたしまして、義足とか例えば自立で座位がとれない人の保持に、車椅子などの高額補装具の申請が前半多かったためでございます。財源といたしまして、国の介護給付費負担金120万、県の補装具等負担金60万円を計上しているところでございます。

続きまして88ページ左側でございます。軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業でございます。軽度・中等度難聴児補聴器購入の増加により、18万3千円補正を行うものでございます。

これは、県の担当部局と協議をした結果、補助対象となることが確定したため、必要経費を予算化するものでございます。財源といたしまして、県の補助金9万1千円を計上しているところでございます。

88ページ右側でございます。翠荘施設管理諸経費でございます。松岡福祉総合センターにおいて社協事務所の継続利用が決まり、事務所を改修工事が完了したこと。また、子供の遊び場（仮称）ですが、及びニュースポーツ広場、これも仮称となりますが、整備工事の年内完了が見込まれることから、案内看板及び利用者の安全を確保するための工事費を補正するものでございます。金額は314万円でございます。主なものは、屋外の看板設置工事、1階のロビーキャスターゲートを設置し、警備操作盤の増設工事でございます。

その他、薬液注入器の取替工事も計上しております。

続きまして89ページ左側をお願いいたします。健康福祉施設費でございます。91万3千円を補正するものでございます。

施設の排水管の敷設替え及び、源泉水のレジオネラ菌防除のための薬液注入設備の取替えに要する工事費を補正するものでございます。

続きまして89ページ右側、予防接種事業でございます。新型コロナワクチン、高齢者インフルエンザ定期接種費を補正するものでございます。費用につきましては、175万1千円でございます。

今年度から国庫補助の支援がなくなっております。新型コロナワクチン、高齢者インフルエンザともに令和7年10月1日から接種を開始いたします。新型コロナワクチンの個人負担ですが6,500円、高齢者のインフルエンザワクチンにつきましては、個人負担2千円となっております。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ここの88ページのロビーキャスターゲートっていうのはどんなものか。屋外の広告塔やら室内の広告費は分かるのですが、この1階のこれは、例えばキャスターだから、多分仮設で動かしたりするものやろうと思いますが、その必要性和使い方はどうなのか。内容っていうのが分かったら教えてください。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは説明させていただきます。

松岡福祉総合センターですけれども、正面入りますと2階の遊び場に行くのに階段を上っていくような形になります。ただ、まっすぐ行きますと老人センターのほうに行く通路がございます。そこに子供が入ってしまいますと迷子になってしまうとか、とんでもないところに子供が隠れてしまうとかっていうことがございいますので、休日のときはそのゲートを、キャスターゲートっていうのを入れまして、そこで区切ってしまうというための工事費でございます。

○11番（上田 誠君） 常設やね。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 常設です。

○議長（酒井圭治君） ほか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 89ページにレジオネラ菌等を防除のためにとあるのですが、最近あんまり聞いてないですけど、その機械が壊れたっていうか漏れているっていうようなことで言うと、適正な量の薬注がされていなかった場合もあり得ると思いますね。そういう意味では、最近聞いてないっていうのは、そのレジオネラ菌の検査での出てくる状況とか、そういうようなものっていうのは何も問題は今までなかったのでしょうか。検出されたことはないのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） ありがとうございます。

菌の検出は全くございません。今回につきましては、注入器が壊れたのではなくて、タンクから水漏れが、液漏れがあったということで、薬液は注入されております。

ただ、薬液が結構漏れた状態で周辺的环境が非常に悪い状態でございますので、

それを早期に取り替えたいということでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に子育て支援課関係、90ページを行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君） それでは、予算説明書90ページ左側をお願いします。

保育園施設管理諸経費につきましては、松岡東幼稚園において園庭拡張工事のため、園庭整備工事と土地購入合わせて746万2千円を補正するものでございます。園庭拡張につきましては約143平米で、整地工事、敷き砂、転落防止柵の整備、雨水の側溝の設置、あと砂場整備となります。工期につきましては年内を予定しております。歳入につきましては、合併特例債を見込んでおります。

同じく右側をお願いします。

すみずみ子育てサポート事業につきましては、保護者の病気やリフレッシュ等に伴い、家庭で一時的にお子さんを養育できない場合に、一時預かりや生活支援等のサービスを提供するものでございます。補正は当初見込みより利用回数、時間の増加が見込まれることから、委託料を補正するものでございます。利用増につきましては、民間事業者が行います自宅の清掃、洗濯、買物等の生活支援や一時預かり、訪問型のベビーシッターの利用増が見込まれることによるものでございます。歳入につきましては、県補助となります、すみずみ子育てサポート事業補助金、補助率2分の1を見込んでおります。

以上で、子育て支援課の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 90ページのところの子育てのところですが、増加っていうだけなので、例えば今現状はこんな状況なので、一応、今後こういう見込まれるのか、そういう細かいデータがあったらお知らせください。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君） お答えします。

今増えたものとしましては、例えば生活支援なんかですと清掃、洗濯と、こういうところにつきまして、２３０日間増を見込んでおります。

一時預かりにつきましては２１４時間、訪問型のベビーシッターによりましては、要望もございまして７２時間ほど増になるかなと見込んでおります。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほか、ありませんか。

なければ、次に農林課関係、９１ページから９２ページ左を行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君）　それでは、農林課関係の補足説明をいたします。

説明書の９１ページの左側をお願いします。

物価高騰対策支援事業につきましては、肥料の高騰化によりまして生産コストが増加し、厳しい経営環境にある農業者の方に、経営の負担の軽減や今後も営農を続けていくために、肥料価格の高騰分、令和３年と令和７年の差額分を作付面積に応じて補助金を交付します。特に園芸などはその影響が大きく、価格高騰分が価格添加されていない主食用米以外の酒米や玉ネギ、ニンジン、ニンニク、スイートコーンの地域振興作物、小麦、そばなどの土地利用型作物、計８品目を対象に農家支援を行います。

補助金としまして７７８万３千円の増額補正をお願いし、特定財源としまして、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金７７８万３千円を充当するものでございます。

右側をお願いします。

県単土地改良事業につきましては、県の追加内示割当額の決定を受けまして、工事請負費７２０万円の増額補正をお願いし、特定財源としまして県補助金２分の１、３６０万円、合併特例債３４０万円を充当するものでございます。

９２ページの左側をお願いします。

長短林道事業につきましては、当初の想定を超える要望がございましたので、要望に対応するために林道維持管理事業補助金、２地区分４４万６千円、山林内道路整備事業補助金、２区分３６万３千円、計８０万９千円の増額補正をお願いし、特定財源としまして森林環境譲与税基本繰入金８０万９千円を充当するものでございます。

以上、農林課の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 細かいですけど、2 点ばかり。9 1 ページのあれですが、最近、食用米の価格は随分高騰していますが、酒米って本当に苦しい。主食米転換が進んでいるっていうのですが、今、反当たり 3 千円の支援をするということですが、大体、1 俵、幾らぐらいするのですかねっていうのが 1 つ。

もう一つは、その右側の土地改良事業のやつですが、上合月とか藤巻で B F 敷設、H F 敷設、これ意味が分からんで。あと、それに伴う地元負担なんかはどうなるのかだけお願いします。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 酒米の金額につきましては、基本、酒蔵と個人契約なので、こちらで金額は把握しては不是ですけど、五百万石につきましては農協出荷がメインですけど、聞くことによると華越前と同額の金額と伺っております。

県単工事の B F っていうのは、ベンチフリュームといいまして、主に用水関係のコンクリートの二次製品となりまして、H F は排水フリュームといいまして、排水路の水路のコンクリート二次製品となります。

地元負担につきましてはございません。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、商工観光課関係、9 2 ページ右から 9 3 ページを行います。
補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君） それでは、商工観光課関係をご説明させていただきます。

9 2 ページ右側をご覧ください。

商工振興関係資金委託事業でございます。越前信用金庫さんへの預託金ですが、当初 5 0 万円を預託額で計上させていただいたわけですが、1 千万円の融資がされるということに伴いまして、預託金 1 2 5 万が必要となることから、差額分 7 5 万円を増額補正するものでございます。

続きまして、9 3 ページ左側をご覧ください。

商工事務諸経費でございます。条例の制定に伴いまして、場外離着陸場の運用

に向けまして、その離着陸の利用に係ります準備、また自動車等進入禁止のためのカラーコーンの購入、カラーコーン設置の業務を行うため、町営第3駐車場、九頭竜川河川敷にそれぞれ5回分の委託料を計上させていただきまして、あわせて観光DMOに向けました準備といたしまして、本年の10月より登録のガイドラインが変更されることとなっておりますので、その申請書等に盛り込む計画でのより詳細なKPI、KGIを求められているところから、データ収集、分析等を行うため補助金を増額補正するものでございます。

続きまして、右側でございます。地域資源活用事業でございます。

令和7年、今年度創設させていただきました、永平寺町観光賑わい創出事業が好評でして、当初3件分を見込んでおりましたが、既に2件の事業が実施されております。あわせて、3件目の申請が今なされた状況にございまして、もう既に3件分が消化する状況にございます。さらに2件の追加申請が見込まれることから、2件分60万円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） すみません、確認をさせていただきます。

93ページのところのDMO、いろんな要綱が変わったということで、それに対するというのが分かりました。

今現在、どういう進行状況の中で、この前、全協である程度の申請の日程とかは決まっていたんですが、それ辺りの今、それによって進行状況とか、期日同様にやっているのかというのが1点です。

それから隣のところですが、3件で5件の見込みということ、増えるということですが、その内容的な、今2件も終わっているってことですが、内容的なものは全協でも説明あったのかかもしれませんが、そこら辺りの説明をいただけたら助かります。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君） それでは、DMOの進捗状況について、ご説明させていただきます。

令和6年度におきまして、以前も説明させていただきました、観光団体の方にお集まりいただきまして意見交換会を開催しております。

7年度におきまして、5月に意見交換会をさせていただきまして、今後、そのDMOに向けた取組をとということでご説明をさせていただいている中で、7月でしたか講演会を開催させていただきまして、団体の方、または皆様にご理解をお願いしているところでございます。

あわせまして2回ですけども、DMOの先進視察のほうに行かせていただいております。

次に、7月23日、議員の視察がございましたのに同行させていただきまして、研修も行わせていただいております。

あと今後の予定といたしまして、令和8年度に向けたということで取り組んでいるわけですけども、今ここでやはり専門的な人材というお話もございましたし、しっかりしたその申請書を書き込んでいくというような中で、人事も含めまして、今年の4月から1人職員が行っておりますし、また今、話合いをしているのがもう一人、町の職員を1人派遣いたしまして、今度、ZENコネクトさんのほうから1人来ていただきまして、観光の強化、情報発信の強化とか、そのDMOに向けた取組に関する理解等を深めるために、今、そこまでの検討をしている状況にございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ今、令和8年を目標に進めているわけですが、議会のほうからも1つは、その官公庁のほうもハードルが上がってきているところもありますし、議会のほうからも目的を持って、時間をかけてということもいただいておりますので、なるべく早くやっていきたいなと思いますが、そういったご指摘もありがたくいただいて、みんなでまちづくり会社、また観光に関わっている団体の皆さん、そして永平寺町が同じ目的を持って進めてまいりますので、またいろいろなご指導よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君） 続きまして、地域資源活用事業についてご説明をさせていただきます。

当初、3件見込んでいてということで2件消化したというものが、1件目につきましては5月に永平寺門前のほうで門前マルシェを開催しております。

2件目といたしまして、8月に九頭竜川に乾杯ということで、イベントを実施していただきまして、3件目、今、申請がなされまして審査会等を経ているわけ

ですけども、10月に気球フェアが開催されるってことで、こちらにつきまして補助金を出させていただきます。審査を今終了いたしました。採択を受けております。

今、お問合せでありますのが2件、できないかということでお聞きしているということで、2件の60万円ということでご理解いただきたいと思います。今、計画書等を出すか出さないかっていうようなところでお話しさせていただいていきますので、その辺でお願いしています。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、建設課関係、94ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） では、予算説明書の94ページ左側をお願いします。

道路橋梁維持修繕事業補正額2,898万1千円につきましては、今年度実施しました町内道路の点検により、各地区要望箇所を含め、パトロールの結果を踏まえ、通勤・通学など日常的な町民の安全を維持する上で必要な舗装補修箇所の工事請負費を補正するものでございます。

なお、財源としましては合併特例債の充当を予定しております。

次に、右側をお願いします。

河川維持管理事務所経費、補正額933万1千円についてです。

試験箇所に運行を行ってまいりました九頭竜川河川敷場外離着陸場の本格運用に当たりまして、必要な除草業務の委託料3万6千円を補正するものでございます。また、929万5千円につきましては、志比地区における大雨時の土砂流出対策を検討してきましたところ、地元地区関係者の承諾が得られましたので、工事請負費を補正するものでございます。

なお、財源としましては、場外離着陸場使用料及び緊急自然災害防止対策事業債の充当を予定しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に、えい住支援課関係、95ページを行います。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） えい住支援課分の補正予算の説明をさせていただきます。

まず、９５ページの左側、宅地開発推進事業でございます。

こちらのほうは、東古市で行っています宅地造成の販売の宣伝広告及び売れた場合の仲介手数料を特別会計、貸し付ける予算を補正するものです。

特定財源として、まちづくり基金を全額充当予定です。

右側１２、住宅支援事業費です。補正額は９６３万２千円、補正理由としまして、７年３月に殿村地区が伝統的民家群保存活用推進地区に指定されたことから、各種補助金の増額をするもの。

それから、昨年度、メタバンクに合わせまして、県立大学によります魅力紹介マガジンを作成していただきました。本年度、第２弾をつくっていただけるということで、併せて印刷製本を行いまして、町の魅力発信に務めるために補正するものでございます。需用費といたしまして、印刷用品がマガジン印刷製本、約１千部を予定しておりまして、福井、東京、大阪、京都、名古屋などの各種福井Ｕターンセンターに配布しておきます。

それから、木造耐震改修促進業務委託、こちらのほうは５戸分で９４万円、負担金補助及び交付金といたしまして、住み続ける福井支援事業補助金が１戸で１３０万、福井の伝統的民家活用推進事業補助が１戸で１２６万、木造住宅の耐震化等改修促進事業費補助が一般住宅で２戸、伝統的古民家で１戸、合わせまして５８７万５千円、特定財源として国の交付金や県の補助金合わせまして６７６万円を予定しております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に、学校教育課関係、９６ページから９９ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） それでは、学校教育課の補足説明をいたします。

９６ページの左側、公園事務所経費でございます。

実施設計業務委託料につきましては、上志比中学校の旧プールの利活用に関し、地域住民からのご要望を受けまして、公園として整備することを上志比地区の振興会、また各区長さんにおいて了承されたことから、実施設計業務に係る委託料

として1, 477万3千円を予算計上するものでございます。

なお、財源につきましては、合併特例債を活用いたします。

同じページ右側、事務局運営諸経費でございます。

学校体育・文化事業補助金につきましては、北信越大会で金賞を受賞されました上志比中学校吹奏楽部において、北陸代表として10月11日に山形県で開催される全国大会、東日本学校吹奏楽大会への出場に要する費用に対しての補助金について、不足分の107万7千円を予算計上するものでございます。

補助金は、生徒15名、引率者2名、合計17名分について、要綱によりまして大会参加費、また宿泊費、交通費などについては3分の2、楽器の輸送費は10分の10の補助といたします。

次に、97ページ左側、教育ネットワーク整備事業でございます。

今年度予定しています各学校のWi-Fi工事に対する国の事業採択が見込めないことから、財源として合併特例債を活用させていただきまして、教育環境の充実と授業推進を図るため、財源を組み替えするものでございます。

同じページ右側、小学校の学校施設整備費でございます。

今後予定しております学校施設の改修につきましては、合併特例債を財源として活用しまして、教育環境の充実と授業の着実な推進を図るため、御陵小学校、普通教室の内装改修工事に係る実施設計業務の委託料として、99万円を予算計上するものでございます。

なお、年度内の改修工事費の予算化も予定しております。

今年度に予定しています体育館空調設備工事との施工時期を調整することで、工事の効率化や仮設費用の抑制が図れることから、長期保全計画において直近で工事予定があります、吉野小学校及び志比小学校の体育館の外壁塗装改修工事に係る工事請負費として、合わせて2, 537万9千円を予算計上するものでございます。

なお、財源としては合併特例債を活用いたします。

98ページ左側、中学校の学校施設整備費でございます。

先ほどの小学校の学校施設整備と同じく、合併特例債を財源として活用いたしまして、教育環境の充実と授業の着実な推進を図るため、永平寺中学校管理棟内装改修工事に係る実施設計業務の委託料として96万8千円を予算計上するものでございます。

なお、年度内の改修工事の予算化も予定しております。

同じページ右側、松岡小学校の学校施設管理諸経費でございます。

松岡小学校につきましては放課後児童クラブとして利用されていますが、昨年度より利用者が47人増加して、今207人となったことなどから、水道代が不足することが見込まれるため、不足分の上下水道料として74万2千円を予算計上するものでございます。

99ページ左側、志比北小学校の学校施設管理諸経費でございます。

志比北小学校については、施設の利活用に伴い、団体や個人でのイベント、会議等での継続的な利用などから水道代が不足することが見込まれるため、不足分の上下水道料として10万円を予算計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） 96ページ左、上志比中学校プールの跡地に公園を整備するというやつですけども、1,447万3千円となっていますけども、これに関しましては本議会中の一般質問でほかの議員さんからの答弁の中で、町内外の方の利用を考えますという具合に発言があったわけですけども、実際に公園としてどれくらいのものを想定しているのか。最終的に金額として、これだけのもののかかるものと考えています。なかなか金額ではイメージできないので、松岡西公園と比べると同等のものか、上なんか下なんかっていうようなものをもし持っておられるのであれば、お示してください。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 今まだちょっと、一般質問でもご説明はさせていただきました。地域とすれば町内の方だけじゃなくて、町外の方も来ていただければなということで、イメージとしては高齢者の方も利用できる。また、幼稚園、小さい子も利用できるってということで、松岡西公園とは違う公園になるかなと思います。

規模については、西公園とは面積的には1.5倍ほど違いますので、西公園が今どれぐらいの金額の工事かというのは僕も工事的には把握していませんので、それ以上、1.5倍ぐらいの費用はかかるのではないかと今のところは思っています。

また、業務を進める段階で、こういうイメージになりますっていうことになり

ましたら、また全協等でもお示しさせていただくと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。

これは地区のアンケート調査に従って公園整備ということで、かなり大きな数字が上がっていたのは理解できたのですが、でも2番目にも宅地造成というのがそれなりの数字で、90件でしたかね、上がっていたかと思えますけども、上志比地区、過疎地域に指定されていて、その人口を増加させる対策っていうのは急務かと思っていますけども、その中で宅地造成は特急というか、かなり効果があるのではないかなと思っていますけども、それを置いて公園にしたというところは、それで過疎対策には一定程度寄与するというお考えがあったのかどうか、そこらをお聞きします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

暫時休憩します。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

ほか、ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 同じく96ページの左側の公園整備の話ですが、工事の完成時期とか供用開始とか、具体的にどの辺を目論んでいるのか、お考えがあれば。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 業務に関しては、やはり4か月ぐらいはかかるかなと、今のところ見込んでいます。その後すぐに工事のほうを発注しようと思っていますが、年度内は厳しいかなとは思っているところです。まだ、いつまでっていうのは分かっていません。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 財政課長。

○財政課長（原 武史君） 上志比中学校の旧プールのところもそうですし、学校関係で出ている業務委託も何件か今回出していますけれども、合併特例債の発行期限が今年度末ということで、要は財政部局としては来年度想定している工事で、

それを前倒しで年度内に契約ができるのであれば、繰越しして合併特例債を充てるということで対応するほうが、一番財政的にも効果的であると判断をしておりますので、今回のプールのところにつきましても、この実施計画も含めて合併特例債の対象にして、すぐこの後、工事費が年度内に予算を組んで発注することで、実施は繰越しになりますが、合併特例債を活用して対応していくということで考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今は財政課の考えですので、決定いただくのは議会のほうの決定にいただきます。そういった財政的な面で合併特例債を活用したいという面があるのをご理解いただきたいのと、あともう一つ、上志比地区で過疎債も使えるのでないかという話があると思いますが、これ全国的に過疎地になっておりまして、今これ申請しましても最初から頭2割削られたりしますので、合併特例債は有利な、本来ですと率的には過疎債のほうがいいですが、最初2割削られてからの申請になってしまいますので、今のところは合併特例債のほうが有利ということで、上志比地区ですけど進めさせて、財政的には進めさせていただきたいという提案もさせていただきますので、皆さんにまたいろいろジャッジをしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 中学校吹奏楽部の全国大会ですけど、補助金は3分の2ですね。残りの3分の1はどなたが出されるのですか。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 3分の2は補助しますけど、3分の1は保護者負担となると思います。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 先決しました消防の全国大会に派遣されるときは全額ですよ。子供が行く場合は3分の2って、何か不自然と思って。この前気になっていて、これ今、要項では決まっていると言うのですけど。それから、大会の参加費も3分の2ですね。3分の1は親が出す。ここ何かこれ考えて、不思議やと思いませんか。そののそこを、今なかなかお答えは難しいかと思いますが、考えるとおかしいでしょう。子供は一部負担やし、大人の行く場合は、しかも給料もらっている職員が行くのは全額出るっていうことだと思いますので。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 消防は職員ですので、先ほどあった旅費とか、そっちのほうになります。補助とは違いますので、その辺り。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 同じような全国大会に出るのに、ほかにもありますよね、全国大会とか出られる。だから、奨励金じゃないけど、何か全国レベルに出ると、何か奨励金みたいなものがあるよな。これは3分の2と3分の1は親が負担って、何かちょっと考えると不自然で、何か考えてみていただけるとありがたいです。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実はこれ上志比中学校、2回目で、1回目は北海道でした。

そのときも輸送費がここかかるってということで、ほかのスポーツとは違って、この輸送費は100%を持とうというので、その当時、北海道行ったときにその予算とあと要綱をつくらせていただいて。今回はそういった前の北海道の要項を基に使って、これ輸送費が物すごくかかりますので、ここを100%にしているっていうのが、当時からご理解をいただいているところで。実はこれもう厳しかったのをそうしております。

もう一つ、あと役場の職員を全国大会に行った、これはある意味、勤務に近いところもあって出張とか、そういった位置づけに近いと思いますのと、あと勤務ですので、例えば私たちか議員さんらが研修行くのも自己負担はなしで行っていただいている、そういったような解釈でいいのかなと思います。消防署員は勤務になると思いますので、そこを自己負担にしまうと出場しない、勤務中に県大会も行き、そういう大会もありますし、そういった位置づけかなと思います。

あと、ここについては北海道の前例をそのまま踏襲させていただいているとご理解いただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） 竹内教育長。

○教育長（竹内康高君） 議員のおっしゃるお気持ちはすごく分かりますけれども、これまでもいろんな大会で、吹奏楽部だけじゃなくて、いろんな子供たちが全国に行っています。そのたびに、気持ちの中では100%出せるといいとは思いますが、それはなかなか財政等でもできないというところで、今回の今、町長も言いましたけど、以前に比べると本当に補助額っていうのですか補助率というのはもうすごく上がっておりまして、これはもう保護者の方からも感謝されていただいておりますので、ご理解いただけるとありがたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） これ一遍、本当に他市町はどれぐらいにされているのか、個人負担ですよ。何かさっきの消防とは違うのは分かるのですが、せっかく子供たちが励んで全国行きたいのに、親が負担しなければ。それから引率の先生も負担ですよ、これ。そうでしょう、これ見ると引率者って。だから、何かそこが不自然で、今後の検討材料、他市町のいろんなことを調査されて、改定をお願いできればと思います。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） ありがとうございます。

3分の2って決めた当時はどうなんかあれですが、宿泊費ですといろいろ上下あると思います。上限がいろいろあるので、2万、3万とありますし、例えば交通費ですと、通常バスを考えていけど、飛行機で行ったほうが楽だっていうことで飛行機のほうを選ぶ。そういうこともいろいろありまして、そういうことを考えますと、3分の2の上限を決めたのではないかなと思いますが、また他市町の状況も見まして、また検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

暫時休憩します。

（午前10時44分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 先ほどお答えできませんでした、育休を取得している男性職員の割合です。今年度3名、育休を取得しております。対象者が8名です。これ難しいのは、今年度8人生まれているのではなくて、昨年生まれた職員でも今年度育休取れますので、計算が難しいといえは難しいですけど。7年生まれ、8年生まれ全部で15人が対象になって、今年育休取ったのは3人で、昨年中に生まれた人は昨年に3人取っている人もいます。15分の6になりますか、4割となっております。

○議長（酒井圭治君） 次に、生涯学習課関係、99ページ右から100ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君） それでは、生涯学習関係について補足説明いたします。

予算説明書 99 ページ右側をお願いいたします。

地域づくり推進事業、コミュニティ会館整備支援事業補助金、補正額 60 万 3 千円につきましては、集落センターの改修にかかる費用の一部を補助するものでございます。2 集落より問合せがございまして、施設の状況などを確認し、年度内に実施する必要があると判断いたしましたので、補正をお願いするものでございます。

補助額につきましては、改修費用の 3 分の 1 となります。

京善地区におきましては、集落センター外壁改修で補助額が 35 万 9 千円。山鹿地区におきましては、集落センター空調設備改修で補助額が 24 万 4 千円の計 60 万 3 千円でございます。両集落ともに年内の完成を見込んでおります。

次に、100 ページ左側をお願いいたします。

体育施設管理諸経費、補正額 265 万 8 千円につきましては、松岡福祉総合センター翠荘 2 階スペースに、子供から高齢者までが暑さ、寒さを気にせず、ニュースポーツを楽しめる広場を整備するための工事費を補正するものでございます。

工事内容につきましては、床カーペットの一部張替えや照明器具の LED 化、ガラス窓の飛散防止、ニュースポーツ備品保管棚の設置などになります。工事の完了は 12 月中旬を予定してございます。

同じく備品購入費、補正額 119 万 6 千円につきましては、ニュースポーツ広場に常設する備品の購入になります。

購入する品目につきましては、高齢者も楽しめる人気の種目や施設の大きさ、天井高などを考慮し、町スポーツ協会と打合せを行いながら備品を選定しております。スポーツ吹き矢、室内ボッチャ、ダーツ、モルック、インドアペタンク、スティックリング、ラージボール卓球の 7 種目の備品を購入するものでございます。納入期限につきましては 12 月中旬を見込んでおります。施設の運用におきましては、町スポーツ協会と調整をさせていただいており、施設をご利用される方にとって利用しやすい運用方法にしていきたいと考えているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 100 ページ、翠荘のニュースポーツ広場っていうのですか、ここを整備するということですが、確か2階には大人のトイレっていうのはなかったのではなかったですか。あったのかな。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 子供の遊び場工事のほうで整備しております。大人も併せて整備しております。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、消防本部関係、100 ページを行います。

補足説明を求めます。

宮川消防長。

○消防長（宮川昌士君） 消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

100 ページの右側をお願いいたします。

非常備消防事務所経費、備品購入費66万円につきましては、消防団員安全装備品整備事業助成金の助成決定がありましたので、団員が装備する携帯用投光器ヘッドランプの購入を補正するものです。財源につきましては、消防団員安全装備品整備事業助成金を活用させていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 予算書のところで174 ページに地方債補正が出ています。

地方債、特に合併特例債の問題ですけれども、総額約14億円にもなるわけですね。ただ、この合併特例債については、本町はいわゆる特例債の基金積立部分について、これまで借入れをしてくださったと思います。

町長の説明を聞いていると、この10億ぐらいは合併特例債最終年度ということで、いろんな改修について特例債を充てていきたいということですが、どうもその基金積立分の借入れについてはあんまりここにきても見えてないですね、先

が。説明は聞いてはいますけど、実際どうなっていくのかっていう見込みも含めて、今年度に回せるという話も聞いてはいるものの、正式なのかどうかっていうのも私はちょっと確認してないので。また、その積み立てられた基金をどういうものに使っていくつもりでいるのか。金額も１０億の単位になるのではないかとと思いますが、その辺どうなのか、説明をお願いします。

○議長（酒井圭治君） 財政課長。

○財政課長（原 武史君） 合併特例債の基金の枠につきましては、永平寺町は１５億７，８３０万の今枠があるということになっております。合併特例債ですので、充当率が９５％ということで、これ全額を基金に積もうとすると９５％で割り返して、基金自体は１６億、幾らやったかな、８，３００万ほど持ち出しして、１６億６千万ほどは積むことが可能でございます。今後のことを考えますと、法的基金で教育基金とか子育て基金を持っておりますが、施設の老朽化ということを考えると、やはり今後、今の給食関連でも出ている例えば自校式で、給食室を直していくのかどうか、どの程度お金がかかっていくのかとか給食センターとか、今後想定されるのは多々ありますし、幼稚園のほうも建物的に古いということがありますので、そういった改修に対して、あの財源を確保するということは必要であると、財政課のほうでは判断しております。そこで、先ほど申しました合併特例債の基金を、今年度が今年度までですので、今年度中に国と調整した上で基金を積みみたいと考えております。今、国と調整中ですが、早ければこの基金に積むための予算措置を１２月補正ではやっていきたいと考えているところです。

当然、これを借りますと、借金は借金ですので、その分償還していくということになりますが、合併特例債と同じ適用で、元利償還金の７０％が交付税に算入されますので、実際借りても７億ほどは持ち出すことになりますが、７億の持ち出しで１６億のお金が、今後１０年間で用意できるということになりますので、交付税算入を考えると。１６億円の償還額で７０％償還されとしても、利息のことも考えると約７億は持ち出すかなと、この８，３００万も入れて、７億ほどの持ち出しかなとは思っていますが。７億の持ち出しで１６億円のお金を用意することができますので、そういったお金を用意した上で、今後１０年間、設備改修等、大きなことがあると思いますので、それに活用していきたいと思っておりますし、当然、一時基金に積みますので、運用の利息は毎年出てきますので、例えば１％でも、例えば来年ですと１，６００万ほどの利息収入があるということになりますから、そういったこれは元金を返していけば減っていきますけれども、

そういった運用益もソフト事業に充てられますし、そういったことで財源の確保は図っていきたいと考えているところです。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、国の許可が得られれば12月から3月に予算化していきたいと思います。もう16億の大きい予算になりますので。これは将来のために、これからいろんな事業、老朽化また統廃合とか公共施設の再編とか、いろいろこれから何十年も先起きていくと思います。そういったときに、今の時点で準備をして。今ここで、これも合併特例債、借金になるのですが今言ったように7割交付税で見てください。これ将来的に、こういった有利なこういった起債があればいいんですけど、あるかないか。先ほど申し上げました、過疎債も今、全国が過疎地になって、まず上限2割を削られてからやっていくとなっていますので、今回の16億は将来のために積ませていただきたいと思います。借金の負債は増えますけど、これ理解をいただきたいと思うので。また町民の方々からも聞かれたら、これはそういう理屈になっていますよというのも、また議員のほうから説明をいただけたらと思いますので、財政的なものに取り組んでいきたいと思います。

これ基金も今、いろんな公共施設が老朽化してきていますので、改修とかそういったのにも大きなお金がかかってきます。そういったところで、対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 5%、控除っていうか除外のあと7割は返ってくということですから、3割ちょっとで僕はいいのではないかなと。その5%も含めているから、大きくなるのかなと思いますが。そこは補正予算が出たときにきちっと数字も示されるのでいいと思いますが。

考え方の1つとして、そういう将来の、主に国が言っている合併特例債はハードに使えと。ハード事業っていうのですが、本来、ハード事業を実施するにしても、いろんな補助金もあるわけですね。やっていくことになれば、合併特例債を積んだ分を使おうと思えば、ほかの会計とかいろんなところで、目的別基金も含めてですが、余裕が出ることになりますよね。

要は余裕が出た部分を少しソフト事業に、ソフト事業にも回せるようなシステムを考えてほしい。それを考えずに、ハードだけやっていう固い頭持っていると、僕は決して町民にとって思わんでもないので、そこはある意味、釘も刺しておきたいと思うので、その辺はいかがなんかなと。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 基金を持って将来に備えるということは、そのときにもうそれだけで全部充てるのでなし、ゆとりを持っていろんな政策をつくっていただきたいという思いがあります。

急に大きな投資が必要になったときに、既存のソフト事業を削るわけにもいかないと思いますし、必要なサービスはやっていかなければいけない。そのときのその余裕を今のうちから準備をしておいておけば、そのゆとり部分をソフトとかを削らずにやっていけるかなと思います。これから少子高齢化とかいろいろな減税がこれから国のほうで進むかもしれません。そうしたことによって、地方の財源がどうなってくるか、また見通しができない中で、そういう財源を確保しておくことというのが僕は大事なかなと思いますのでお願いします。実際ちょっと財政課から。

○議長（酒井圭治君） 財政課長。

○財政課長（原 武史君） 今のところ合併特例債を発行しますと、その基金の分も入れますと、こちらでしているシミュレーションでは、かなり公債費比率は上がるという想定はしています。今のところ利率２％で１０年償還ということで想定しているところですが、令和１０年から令和１７年にかけては１３％を、場合によっては１４％に迫る公債費比率になるのではないかと、という見通しを立てているところでございます。

ただ、公債費比率は上がりますが、交付税算入されるということと、過去にも、当時は永平寺町の公債費比率１９％から始まって、平成２５年ぐらいまでは１４％を超える公債費比率になっておりましたが、行政サービスが展開していったと認識はしているところでございます。

先ほど、議員さんからもありましたが、合併特例債、形的にはハードに充てるということになりますが、当然、これがなければ一般財源で充てていたところを、この財源を使うことで、何年か後の税収等がもしかすると使えるお金が増えてくるということも考えられますので、そういったものはソフトサービスのほうにしっかり活用するということを頭に入れて取り組んでいきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実質公債費率、やっぱり上がってまいります。ただ、これ分かっていただきたいのは、今の財政状況が悪くて上がっていくのではなしに、将来に備えて、将来の負担が今こちらの前倒しで来るということも議員の皆さんに

はご理解いただきたいと思います。

やっぱりどうしても実質公債費率上がりますと、町民の皆さん、永平寺町の財政大丈夫なのかという議論になると思いますが、そうではなくて、将来の財政のためにしばらく上がる。ただ、上がったって県とか国から制限がかかるとか、そういった上がり方ではないので、そういったことを注視しながらやっていくということをまたご理解をいただきたいなと思います。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） そういう、要するに福祉、町民の福祉にもソフト事業にも使えるという答弁って、あまり今までなかったですね。割と固い答弁しかなかったです。ハードって決まっているので、それにしか使えませんって言ったので、そういう意味では1歩前進かなと思います。

ただ、僕言いたいのは、もっと早く取り組んでいけば、金利の安いときに借りるということは可能だったわけですね。なかなかそこへ1歩を踏み出せなかった行政っていうのもあるのかな。だから、その見極めも大事なのかなと思います。

これから金利はもっと上がっていく可能性はありますから、そういう意味では早い対応と。また、とにかく何に使うかっていうのは十分考えながら進める、そういう計画をきちっと示すことも大事なのかなということだけ言っておきます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第61号、令和7年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第61号の第1審議を終わります。

～日程第8 議案第62号 令和7年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第8、議案第62号、令和7年度永平寺町介護保

険特別会計補正予算について、を議題とします。

これより、第1審議を行います。

資料は全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書101ページから102ページについて、担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

102ページをお願いいたします。

償還金でございます。令和5年度介護保険事業費の精算により、33万5千円の返還金が生じたため補正をするものでございます。

財源は前年度繰越金を充てる予定をしております。

説明は以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 返還金の問題ですけど、例年ですと、かなり大きい返還金が計上されることがあると思いますね。そういう意味では、これは県の事業とかいう話、県の事務の遅れとかいう話ですが、あんまり大きい額が出てこないということは、会計の状況も大体見込みどおり進んでいるということでもいいですか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） まず、今回の補正につきましては議員仰せのとおり、県の事務手続の遅れによるものでございます。今回はその分だけ補正をさせていただきました。

今年度の返還金等につきましては、決算認定のところでもご説明をさせていただきます。その後、額が確定をいたしますので、12月補正で必要な額を補正したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第62号、令和7年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第62号の第1審議を終わります。

～日程第9 議案第63号 令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第9、議案第63号、令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、を議題とします。

これより、第1審議を行います。

資料は全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書103ページから104ページについて、担当課の補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長(長瀬武英君) それでは、土地開発事業特別会計補正予算について補足説明させていただきます。

資料104ページの左側のほうでございます。

宅地造成事業、補正額848万6千円でございます。

これは補正理由としましては、令和6年度分の剰余金を規則に基づきまして一般会計に償還するもの。それから東古市で進めています宅地造成事業、こちらの宣伝広告及び仲介手数料などにより、事業費を補正するものでございます。

需用費、役務費のうち、広告料につきましてはチラシを印刷しまして、新聞の折り込みに投稿します。それから、役務費のうち手数料でございますが、土地の売買されましたときの土地の仲介手数料でございます。それから、委託料としまして看板設置費、あと償還金利子及び割引料といたしまして、清水宅地のときの入札先等、それから永平寺口、東古市の宅地造成のときの1区画買収できなかった土地の費用、合わせまして586万4千円でございます。

特定財源として、前年度繰越金586万4千円、それから一般会計からの借入金として262万2千円を予定しております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 確か東古市の宅地造成については、坪 7 万幾らでしたね。そういう宅地事業を始めるときに、それ以前から大体希望、あそこ買い求めたと希望なんかも町にあるのではないかと思います、そういう声を聞いていますか。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） 宅地造成する前というのは存じ上げていせんが、今現在、五、六件の問合せが来ております。

○議長（酒井圭治君） 6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 先般、一般質問でも出たと思いますが、私たち、南箕輪村、長野県の伊那市の上になるのですが、40 平方キロ、半分が林地、林地っていうのはもう人の住んでいない林地、半分の平野部がすごかったね。20 ヘクタールぐらい、20 平方キロぐらい、旧松岡に 1 万 6 千人が住んでいって感じになるのかなっていうところへ行きました。そこは 7 割、72%か3%が移住してきた人たちという話でした。聞いて、どうしてそんなに人口が増えるのって言ったら、特別な事業やっているわけじゃないけど、一番は市境を越えたところから坪単価が安くなります。だから、都市計画、一応つくっても希望するところで開発っていうのでなしに、あっちでもこっちでも宅地化されていくという状況が続いているという話でありました。

ここで聞くと、今、坪単価が出ていますけれども、旧松岡時代の終わり頃に開発した西野中の宅地開発では 6 万 4 千円ぐらいだったと思いますね、平均、坪当たり。それ以前に民間が開発したところと比べると 3 分の 1 以下、グリーン吉野が二十二、三万だったと思うので、小畑の陽光の里は 18 万円台ではなかったかなと思いますね、坪。それから比べても、行政が手がけると安い。これがやっぱり売りになるっていうことやと思いますね。だから、それを徹底してやっていけるかどうかっていうのが、古市の宅地造成で、1 つの方向性が見えるのではない。町は民間もって言っているのですが、民間もって言っている時代でなくなっているのではないかなと思いますけど、その辺も含めていかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） 宅地造成につきまして、今、坪 7 万 2 千円の東古

市の価格というのは県の示している等を参考にして、近隣に影響を与えない価格で設定しています。

これまで上志比のほうで宅地造成したとかのほうは持ち出ししてつくっておりますが、東古市のほうは土地の値段が安いこともあって、持ち出しはないですね。やはり、宅地造成費用を決めるときは、周辺価格への影響っていうのを大重要視しますが、そこで造成費で幾らかかるかというので、値段というのはまた若干上がってくる場合がございます。できるだけ低減に抑えてしたいと思っておりますが、町の持ち出しをあまり大きくするってこともできないということで、設定していきたいと思っております。

それから民間開発につきましてですけども、現在、右から5区画の民間のほうの開発っていうのは、松岡地区内に私どもが把握しているだけでも数件ございますので、まだ今のところ停滞しているような形はないかなと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ物すごく難しい問題で、下げ過ぎると今度そのエリアの地価自体が全部下がってしまう。固定資産税のいろんな兼ね合いもありますので、今回、この7万数千円というのはよく調べて、適正なところで持ってきたのかなと思っております。

それと南箕輪村と永平寺町が決定的に違うのは、都市計画と農新地になっている。調べますと、南箕輪村は企業誘致が今活発で、そこに従業員さんが安くて、近くのところということで求めている。これ福井県に当てはめると、越前町の旧朝日地区、ここが大きい企業が越前市とかにありますので、そこが団地をして、いつとき社会増が多かったというので、人口の増とかそういったのは企業誘致とまた今度、宅地造成がセットなのかな。あといろいろなソフト事業で選んでいただくというのもありますが、ここが大きい。町としてえい住支援課をつくって、その市街化調整区域とか、そういったのを今見直ししようとしております。

これまた一般質問でお話しさせていただきました、不動産業界、また宅建協会とか、いろんな方々と何回もお話をさせていただいております。その中でいろいろ永平寺町入っていただくと、松岡地区は民間でやっても採算が合うので活発に動きたい。ただ、上志比、永平寺地区になるとなかなか右左っていうわけにはいかないの、なかなか不動産業界は投資ができないので、町として何らかの形で支援をしていかなければならない。これが今、町がやっている宅地造成という形

と、あとソフト面でも長岡議員の質問で、いろいろ異論があるのかもしれませんが、永平寺、上志比地区だけ特別枠っていうのをつくって、お子さん一人とかこっちに来ていただけると幾らとか、そこは特別枠をつくってあげさせていただいて、永平寺町、上志比、永平寺地区、なかなか人口が減っていく中で、ハード面、ソフト面で今いろいろ取り組んでいるところです。

企業誘致とかこれが人口には大きく関わってくる。あと交流人口、関係人口も人口増には大きく関わってくるというのが、いろんなところの数字でも出てきていますので、永平寺町は今何をしなければいけないかっていうのが分かっておりますので、一つ一つその課題解決に向けて取り組んでいきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 松岡は民間でというのですが、吉野地区で少なくともほかに吉野堺とか豊島の前とか、西野中で売りに出されているのを僕は破格で出るなと思います。

ただ、南箕輪村ですけど、一般会計が74億ぐらいじゃなかったかと思いますね。経常収支比率が確かそんなにうちと変わらないので、大きな企業がどんどんとあるわけではない。そういう人たちが移り住むということですから、条件はそっくりですよ、この永平寺のこっち側と。

だから、そういうことを考えると、やりようによっては本当に、僕はもう今、平成の大合併以来、各自治体間の生き残り競争になっていると思います。それを仕掛けたのは国です。だから、そういうときにはそれなりの条件を整えば、市街化調整区域って言うと地価が安くなる最大の要因ですね。それを逆に生かせばいいです。

そういうことも含めて考えて、僕はこの特別会計、それいつも気になってすごく期待しているところです。何かさっき宣伝費でパンフレットつくるのも、ちょっと違う意味のあのパンフレット千部って言っていたのですが、別に千部だけでなしに、もっと永平寺町を宣伝できる内容があれば、もっと部数を増やして、永平寺の観光パンフですけど、荒島にこの間行ったときに入らなかったと思う。確か議会の視察に行った帰りに寄ったときに、なかったなと思って見ていたのですが、そこらをそれなりに。自治体ってなかなか表に大した宣伝はできないので、宣伝活動できる状況のあるところでは生かしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど予算の中で、政策課の中で３０万円の予算、動画で、実はこのユーチューブの動画、何ができるかといいますと、エリアと年齢を設定することができるのです。例えば、永平寺町、勝山、大野、福井市近隣の２０代、３０代、４０代にこの動画を、６秒動画ですけど、永平寺町で今、宅地造成を始めますというのをパンと入れて、そこにクリックしていただくとホームページに飛ぶっていう、ちょっと今、新しいやり方のそういった動画の町の情報発信もやっています。もちろん紙ベースっていうのも大事、新聞おり込みも大事です。これ家族ではなしに、ひょっとしたらおじいちゃん、おばあちゃんがそれを見て、孫とか息子さんにここでというの也有りますので。今、いろんな角度で情報発信をさせていただきたいなと思いますので、またよろしくお願いします。議員の皆さんも宣伝をしていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第６３号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第６３号の第１審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前１１時３７分 休憩）

（午前１１時３７分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日９月１７日を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、明日９月１７日を休会とします。

９月１８日は午前９時より全員協議会、午前１０時より本会議、第３審議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

なお、明日９月１７日は午前９時より総務産業建設常任委員会、午後１時１５分より教育民生常任委員会を開催いたしますので、ご参集のほど、よろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午前１１時３８分 散会）